

国民保護について

○ 国民保護法の概要

(H16. 6. 14成立、H16. 9. 17施行)

- ・ 武力攻撃事態対処法と国民保護法
- ・ 国民保護法の構成
- ・ 国民の保護に関する措置の仕組み
- ・ 緊急対処事態に対処するための措置

○ 国民の保護に関する基本指針の概要

(内閣官房H17. 3. 25閣議決定)

- ・ 国民保護法における基本指針の位置付け
- ・ 基本指針の基本的な構成

○ 都道府県国民保護モデル計画の概要

(消防庁H17. 3. 31策定)

- ・ 都道府県国民保護モデル計画の構成
- ・ 都道府県国民保護モデル計画のポイント

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないが、これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

○手続

- ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
- ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。

○定める事項

- ①武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ②武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- ③対処措置に関する重要事項
 - ・国民の保護に関する措置
 - ・自衛隊の行動
 - ・米軍の行動に関する措置
 - ・その他

安全保障会議

諮問
答申

承認

国会

【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除

捕虜
取扱い法

国際人道法違反
処罰法

国民保護法

特定公共施設
利用法

・米軍行動関連措置法
・海上輸送規制法
・自衛隊法の一部改正

避難に関する
措置

救援に関する
措置

被害最小化の
ための措置

自衛隊による活動

米軍の行動に
関する措置

国民保護法の構成

<第1章 総則>

- ・国、地方公共団体等の責務
- ・国民の協力
- ・配慮事項
 - ・国民に対する正確な情報の提供
 - ・基本的人権の尊重等
 - ・国民の権利利益の迅速な救済
 - ・指定公共機関の自主性の尊重等
- ・国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- ・国民の保護のための措置の実施体制
 - ・武力攻撃事態等現地対策本部の設置
- ・国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
 - ・国の基本指針
 - ・国及び地方公共団体の計画
 - ・指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・訓練
 - ・防災訓練との有機的連携に配慮

<第2章 住民の避難に関する措置>

- ・対策本部長による警報の発令
- ・対策本部長による避難措置の指示
- ・都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・都道府県の区域を越える住民の避難
- ・市町村等による避難住民の誘導

<第3章 避難住民等の救援に関する措置>

- ・対策本部長による救援の指示
- ・都道府県知事による避難住民等の救援の実施
(収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等)
- ・収容施設等の確保、物資の収用等
- ・医療の確保
- ・安否情報の収集等

<第4章 武力攻撃災害への対処に関する措置>

- ・武力攻撃災害への対処
- ・生活関連等施設の安全確保
- ・原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・市町村長等の応急措置等(物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等)
- ・消防(広域支援等)
- ・保健衛生の確保(感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等)
- ・被災情報の収集等

<第5章 国民生活の安定に関する措置等>

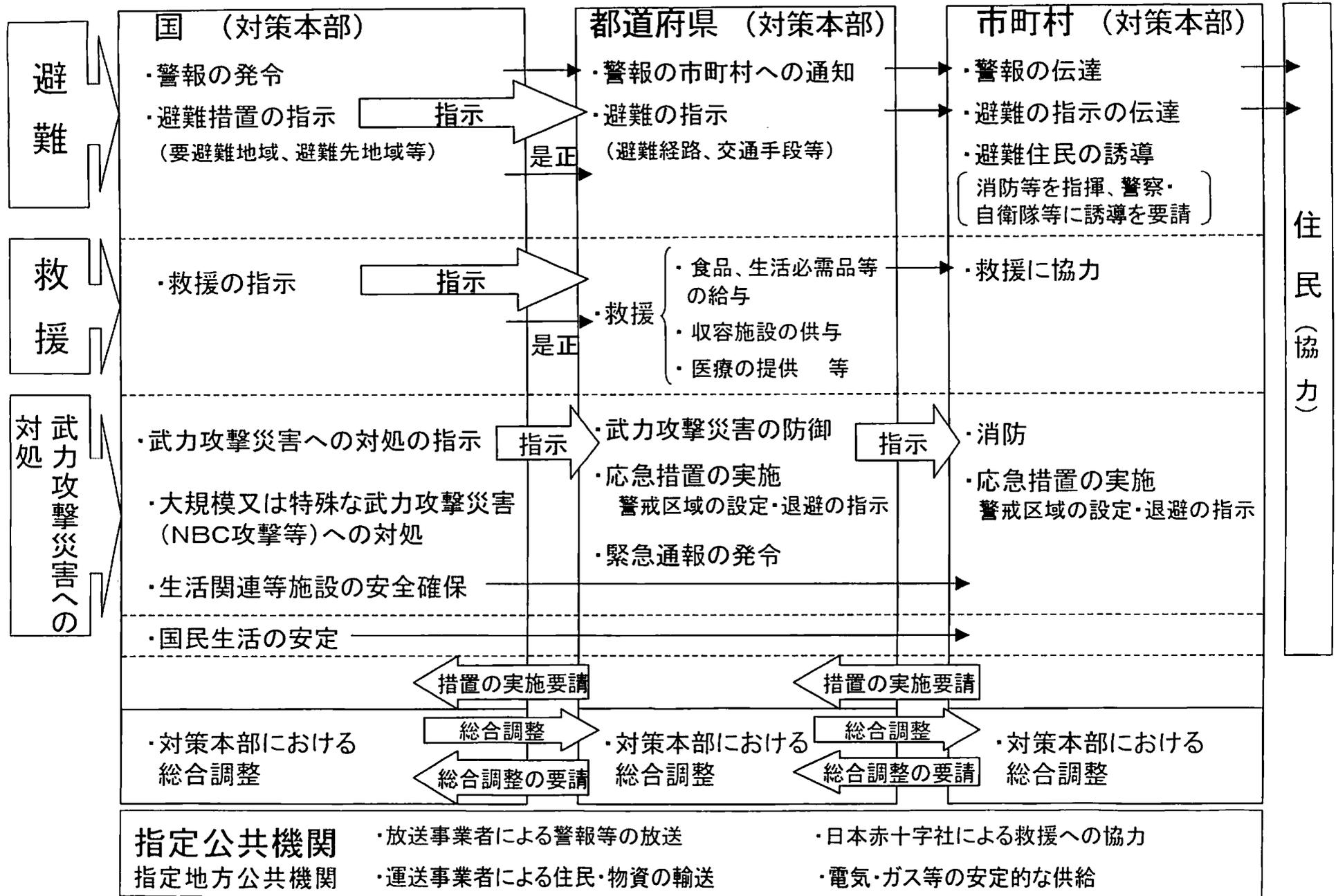
- ・国民生活の安定(生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等)
- ・生活基盤の確保(電気・ガス・水の安定的供給、運送・通信・郵便等の確保等)
- ・施設及び設備の応急の復旧

<第6・7・8・9・10章・11章・附則 その他>

- ・復旧、備蓄その他の措置
- ・財政上の措置等(損失補償、損害補償、費用負担等(訓練費用も国負担))
- ・緊急対処事態に対処するための措置(責務、緊急対処事態の認定等)
- ・雑則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

※下線・太線部分は、国会での修正部分

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

緊急対処事態に対処するための措置

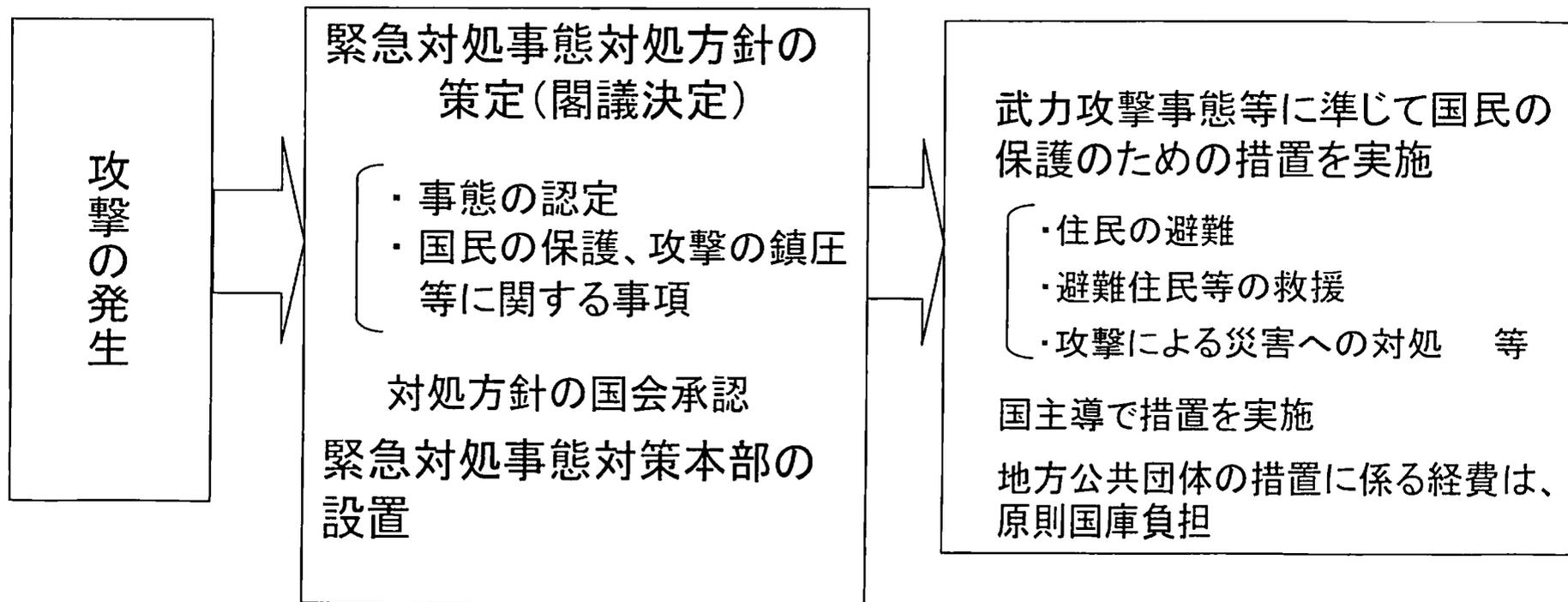
緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(原子力発電施設の破壊・炭疽菌等を用いたテロ・航空機による自爆テロ 等)

【武力攻撃事態対処法】

【国民保護法】

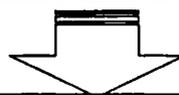


国民保護法における基本指針の位置付け

国民保護法

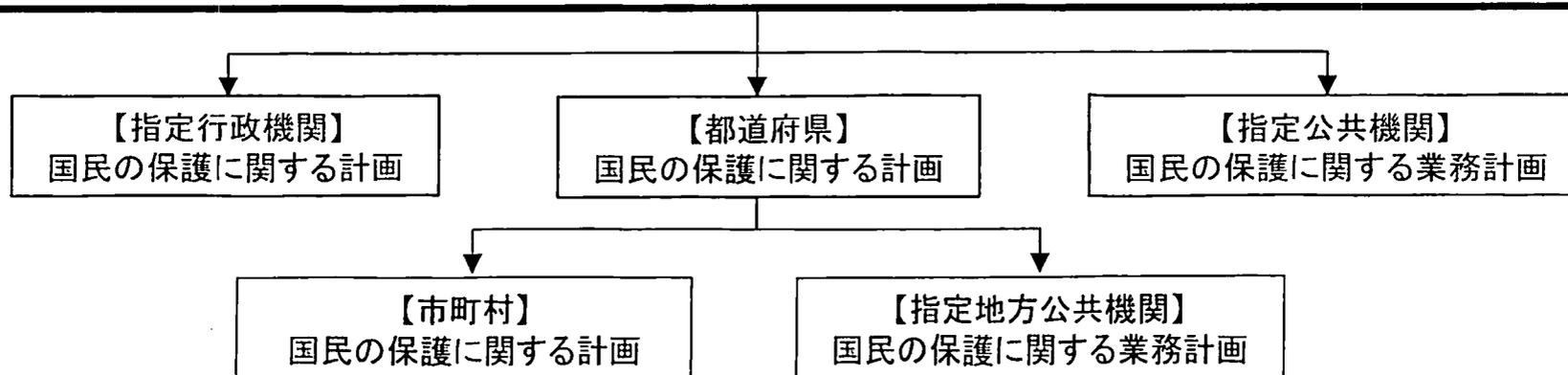
(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定



国民の保護に関する基本指針(国民保護法第32条)

- 国民保護の実施に関する基本的な方針
- 国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- 想定される武力攻撃事態の類型
(着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)
- 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置



基本指針の基本的な構成

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 安全の確保
- 9 対策本部長の総合調整等

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

第1節 武力攻撃事態の類型

- 1 着上陸侵攻の場合
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- 3 弾道ミサイル攻撃の場合
- 4 航空攻撃の場合

第2節 NBC攻撃の場合の対応

- 1 核兵器等
- 2 生物兵器
- 3 化学兵器

第3章 実施体制の確立

第1節 組織・体制の整備

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

- 1 武力攻撃事態等対策本部
- 2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制
- 4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定
- 5 地方公共団体の活動体制
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

第5章 緊急対応事態への対応

第1節 緊急対応事態

- 1 攻撃対象施設等による分類
- 2 攻撃手段による分類

第2節 緊急対応事態対策本部等

- 1 緊急対応事態対策本部
- 2 緊急対応事態現地対策本部の設置

第3節 緊急対応保護措置の実施

- 1 緊急対応保護措置の実施に関する基本的事項
- 2 緊急対応事態における警報

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

- 1 警報
- 2 避難措置の指示
- 3 避難の指示
- 4 避難住民の誘導
- 5 避難施設

第2節 避難住民等の救援に関する措置

- 1 救援の指示等
- 2 救援の実施
- 3 救援の内容
- 4 その他の医療活動
- 5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- 6 安否情報の収集及び提供

第3節 武力攻撃災害への対応に関する措置

- 1 武力攻撃災害への対応
- 2 緊急通報の発令等
- 3 生活関連等施設の安全確保
- 4 NBC攻撃による災害への対応
- 5 消火活動及び救助・救急活動
- 6 感染症等の指定等の特例
- 7 保健衛生に関する活動
- 8 廃棄物処理の特例
- 9 文化財保護の特例

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- 1 情報の収集及び提供
- 2 通信の確保
- 3 運送の確保
- 4 交通の管理
- 5 民間からの救援物資等の受入れ
- 6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

第5節 国民生活の安定に関する措置

- 1 国民生活の安定
- 2 生活基盤等の確保
- 3 応急の復旧

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第7節 訓練及び備蓄

- 1 訓練
- 2 備蓄

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

都道府県国民保護モデル計画の構成

第1編 総論

- 府の責務、計画の位置づけ、構成等
- 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 府国民保護計画が対象とする事態
- 国民保護措置に関する基本方針
- 府の地理的、社会的特徴

第2編 平素からの備えや予防

- 組織・体制の整備等
- 避難及び救援に関する平素からの備え
- 生活関連等施設の把握等
- 物資及び資材等の備蓄、整備
- 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 府対策本部の設置等
- 関係機関相互の連携
- 警報及び避難の指示等
- 救援
- 安否情報の収集・提供
- 武力攻撃災害への対処
- 被災情報の収集及び報告
- 保健衛生の確保その他の措置
- 国民生活の安定に関する措置
- 交通規制
- 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 応急の復旧
- 武力攻撃災害の復旧
- 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

都道府県国民保護モデル計画のポイント

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

第2章 国民保護措置に関する基本方針

○基本的人権の尊重等特に留意すべき基本的な方針を明示。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第4章 県の地理的、社会的特徴

○各都道府県にまかせることを前提として記述。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

○武力攻撃事態及び緊急対処事態の特徴等については、基本指針を引用することにより、簡潔に説明。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

○事態認定前の段階における職員参集基準についても明示。

第2 関係機関との連携体制の整備

○平素における関係機関（指定行政機関、自衛隊、指定地方行政機関、他の都道府県、市町村、指定公共機関、ボランティア団体等）との連携体制整備の在り方を明示。

○基地所在都道府県における米軍との連携については、関係省庁において対応を協議しており、今後、一定の整理がついた段階で、情報提供を行うこととしている。

第3 通信の確保

○事態が発生した場合には、通信の確保が極めて重要となることに鑑み、平素より取り組むべき事項を明示。

第4 情報収集・提供等の体制整備

○安否情報については、収集・報告すべき内容を明示するとともに、準備すべき内容を明示。（なお、安否情報は、国民保護法において、初めて法律上位置づけられた事務）

第5 研修及び訓練

○訓練については、訓練内容を評価し、明確になった課題を、県計画の見直しに生かすべきことなどの留意事項を明示。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

○平素から準備しておくべき基礎的資料の具体例や運送事業者の輸送力等の把握方法、避難施設について、指定の考え方やデータベース化の手続等を明示。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

○生活関連等施設（発電所、ダム等）については、把握すべき施設の範囲、安全確保の留意点が現時点で明らかにされていないため、今後所管省庁から生活関連等施設の把握に関する情報提供や管理者に対する安全確保の留意点の通知がなされることを前提に記述。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

○都道府県が管理する公共施設等は、多数の者が利用し、安全確保が必要となるため、都道府県が施設管理者として実施すべき予防対策を任意的記載事項として記述。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

○地方公共団体が備蓄、整備すべき物資及び資材の種類、数量については、基本的考え方として、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、国と連携し対応すべきことを記述。

第5章 国民保護に関する啓発

○武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に周知することを任意的記載事項として記述。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

○切れ目のない対策として、事態認定前の段階における「緊急事態連絡室（仮称）」の設置など、初動体制の確立及び初動措置について説明。

第2章 県対策本部の設置等

○県対策本部を設置する際の手順について具体的に示すとともに、対策本部の編成例等体制の在り方や対策本部における広報体制についても記述。

第3章 関係機関相互の連携

○国の対策本部、各省庁、自衛隊、他の都道府県知事等に対する要請や応援要求の手続を明示。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

○警報については、警報の通知や伝達の具体的方法を明示するとともに、市町村が行う警報伝達例を明示。

第2 避難の指示等

○避難の指示を行うに際しての留意事項を整理するとともに、避難の指示の具体例を提示。

○離島における留意事項等を示すとともに、弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊など、類型ごとに避難にかかる留意事項及び避難の指示の例を提示。

○市町村計画の基準として、避難実施要領に定める項目や作成上の留意事項を明示するとともに、避難実施要領の例も提示。

第5章 救援

○救援については、自然災害時の活動とかなり類似する面があり、すでに地域防災計画に詳細な定めがあることから、武力攻撃災害時における留意事項等を中心に簡潔に記述。

第6章 安否情報の収集・提供

○安否情報の収集、報告及び照会に対する回答等の具体的実施方法について記述。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

○武力攻撃災害が生じた場合の対処の在り方を示すとともに、生活関連等施設や危険物質等を取り扱う事業所における安全確保を図るための手法等を記述。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

○武力攻撃原子力災害への対処については、原子力発電所所在都道府県において既に策定されている地域防災計画の原子力災害対策編に準じた措置を講じるものとし、放射性物質等の放出の通報、住民避難の措置等の手続き等について記述。

○NBC攻撃による災害については、国の方針に基づき対応することとなるが、その際留意すべき事項等について記述。

第3章 応急措置等

○緊急の必要がある場合における退避の指示、警戒区域の設定について、その手続等を記述。

第8章 被災情報の収集及び報告

○被災情報の項目、報告様式等については、第一報は現在用いられている「火災・災害等即報要領」に基づき行うものとし、第一報報告後の随時の報告様式について提示。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

○保健衛生の確保、廃棄物の処理については、原則として地域防災計画の定めに従って行うこととし、留意事項を記述するとともに、文化財保護のための措置にかかる手続について記述。

第10章 国民生活の安定に関する措置

○生活関連物資等の価格安定のために関係法令に基づいて実施する措置や避難住民の生活安定のための措置について記述。

第11章 交通規制

○都道府県公安委員会が行う交通規制の実施方法等について記述。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

○赤十字標章等及び特殊標章等の意義について示すとともに、標章の交付及び管理については、今後国が基準や手続等を定めることを前提に記述。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

○応急の復旧の基本的考え方として、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うことなどを記述。

第2章 武力攻撃災害の復旧

○復旧の基本的考え方として、国が示す方針にしたがって実施することなどを記述。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

○国民保護措置の実施に要した費用の支弁、損失補償の手続等について記述。

第5編 緊急対処事態への対処

○緊急対処事態は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことなどを記述。

資料編

○各都道府県の判断により、実施マニュアル、図表等を掲載。